

■ 屋外広告物条例の制定について

- 屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、都道府県、政令市、景観行政団体が定めることができる条例。
- 景観法制定に伴い、屋外広告物法が改正され、その目的は「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」こととなり、都道府県、政令市だけでなく、景観行政団体（市町村）も屋外広告物条例を定めることが可能になった。

1 屋外広告物とは

屋外広告物法では、「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義している。

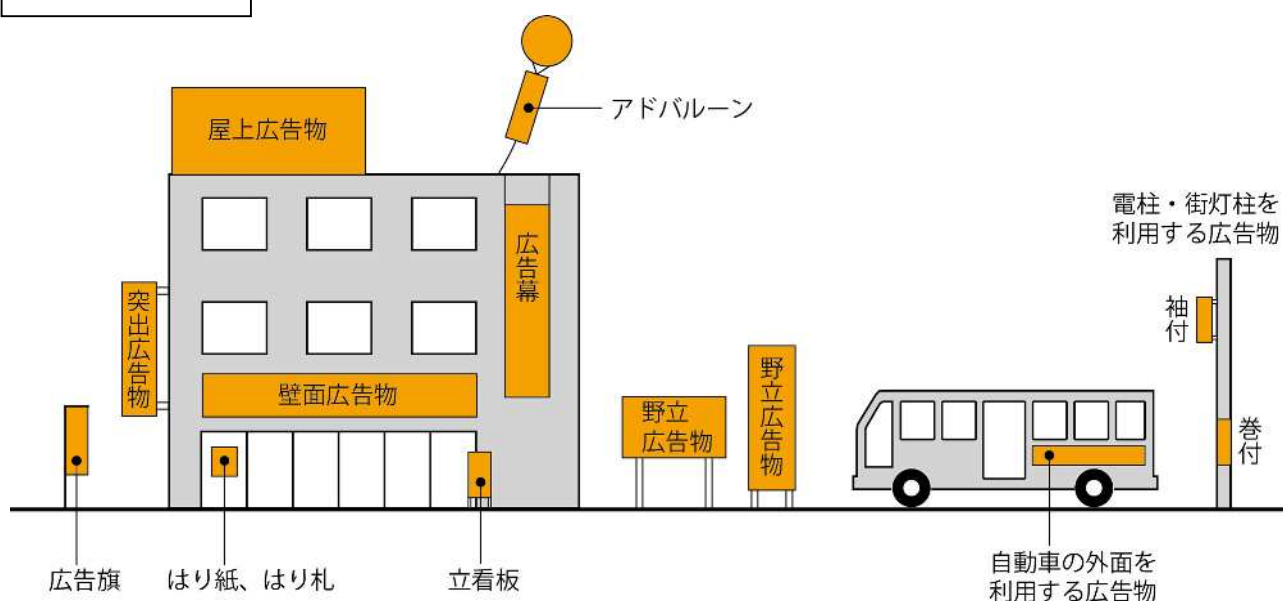
常時又は一定の期間継続して表示されるもの

屋外で表示されるもの

公衆に対して表示されるもの

看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

屋外広告物の例



固定の広告物：屋上広告物（広告板、広告塔）、壁面広告物、突出広告物、野立広告物（広告板、広告塔）

簡易な広告物：はり紙、はり札、立看板等、広告幕、広告旗、電柱・街灯柱を利用する広告物、アドバルーン

移動する広告物：自動車の外面を利用する広告物

自家広告物と非自家広告物

□ 自家広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物のこと。

□ 非自家広告物

自家広告物以外の広告物のこと。

2 福岡県屋外広告物条例の概要

(1) 禁止地域・許可地域

- ・禁止地域とは、原則として自家広告物以外の広告物の表示を禁止する地域。
- ・許可地域とは、広告物を表示する際、市の許可が必要な地域。
- ・宗像市においては、「古墳及び墓地の地域」と「九州自動車道から展望できる地域で両側 500m 未満の範囲にあたる地域」のみ禁止地域で、他はすべて許可地域となっている。

(2) 禁止物件

< 禁止物件の例 >

広告物を表示してはならない物件（抜粋）	○ 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯 ○ 街路樹、路傍樹及び保存樹 ○ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブ・ミラー ○ 公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト 他
立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件	○ 街路樹、電柱、その他これらに類するもの

(3) 適用除外広告物

< 適用除外となる自家用広告物 >

禁止地域の区域	○ 表示面積の合計が 5 m²以内である場合は許可なく表示可能 ○ 許可を受ければ 15 m²以内まで表示可能
許可地域の区域	○ 表示面積の合計が 15 m²以内である場合は許可なく表示可能 ○ 表示面積の合計が 15 m²を超える場合は、許可が必要

< 適用除外となるその他の広告物 >

許可を受けることなく、禁止地域、禁止物件又は許可地域に表示できるもの

法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法など
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板
公共広告物	国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの はり紙等の簡易な広告物以外は市町村長との事前協議により同意が得られたものに限る。
寄贈者名等表示広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの 基準：当該広告物を表示する施設又は物件に対し、 面積 0.5 m ² 以内かつ表示面の面積の 1/20 以内

許可を受けることなく、禁止地域、許可地域に表示できるもの

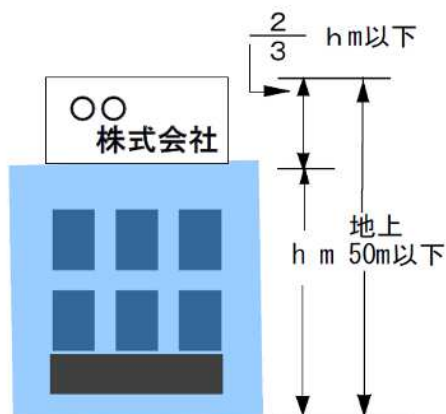
自己管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの 基準：表示面積の合計が 5 m ² 以内のもの
工事現場の塀などに表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗など	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの (長期にわたるものは適用除外とならない。)
移動するものに表示するもの	○ 自動車に表示するもの (10m²以内) ・ 所有者の店名若しくは事業内容等を表示するもの ・ 営利を目的としない宣伝又は行事等を表示するもの ○ 人、動物、車両 (自動車は除く。) に表示するもの

(4) 屋外広告物の規格

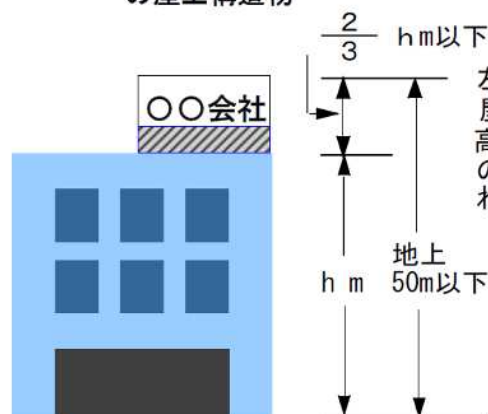
< 広告塔 >

「鉄道又は道路（国道及び主要地方道）からの展望を目的とする野立広告物」とは、山林地帯・田園地帯等の家屋などの建築物のない地域（一番近い建築物までおおむね 200m 以上）に建てられる広告塔や広告板のことをいう。（「福岡県屋外広告物ハンドブック」より）

○ 建築物の屋上の広告塔



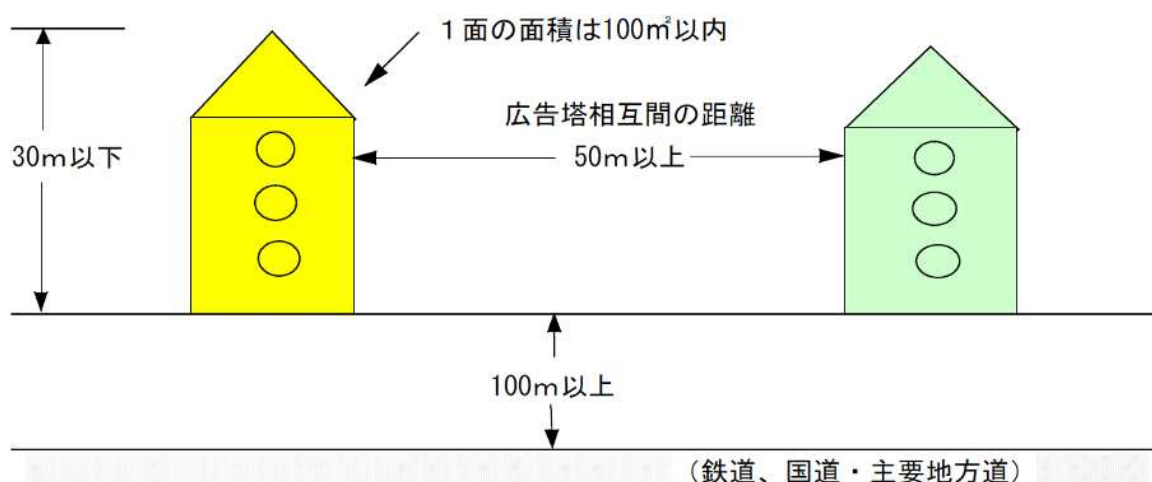
○ 階段室、昇降機室等の屋上構造物



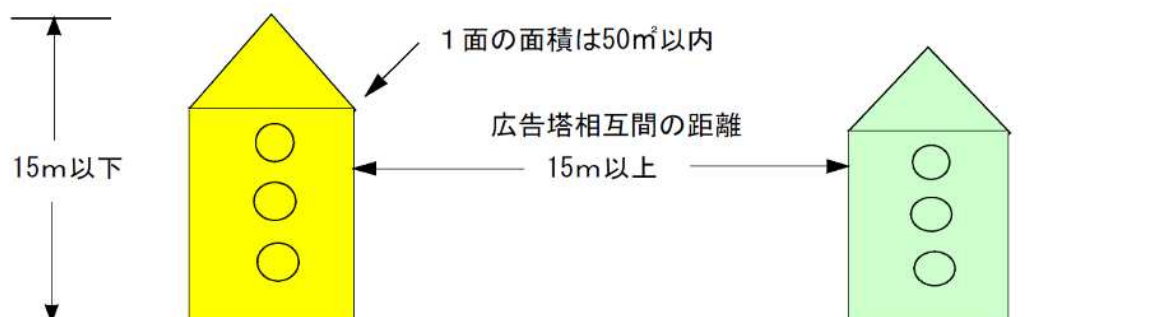
左図のような屋上構造物の高さは建築物の高さに含まれません。

○ 鉄道又は道路（国道及び主要地方道）からの展望を目的とする野立広告塔

（ただし、商工業地域（注： 下記 の注釈参照）にあつては、高さ30mの制限のみ）



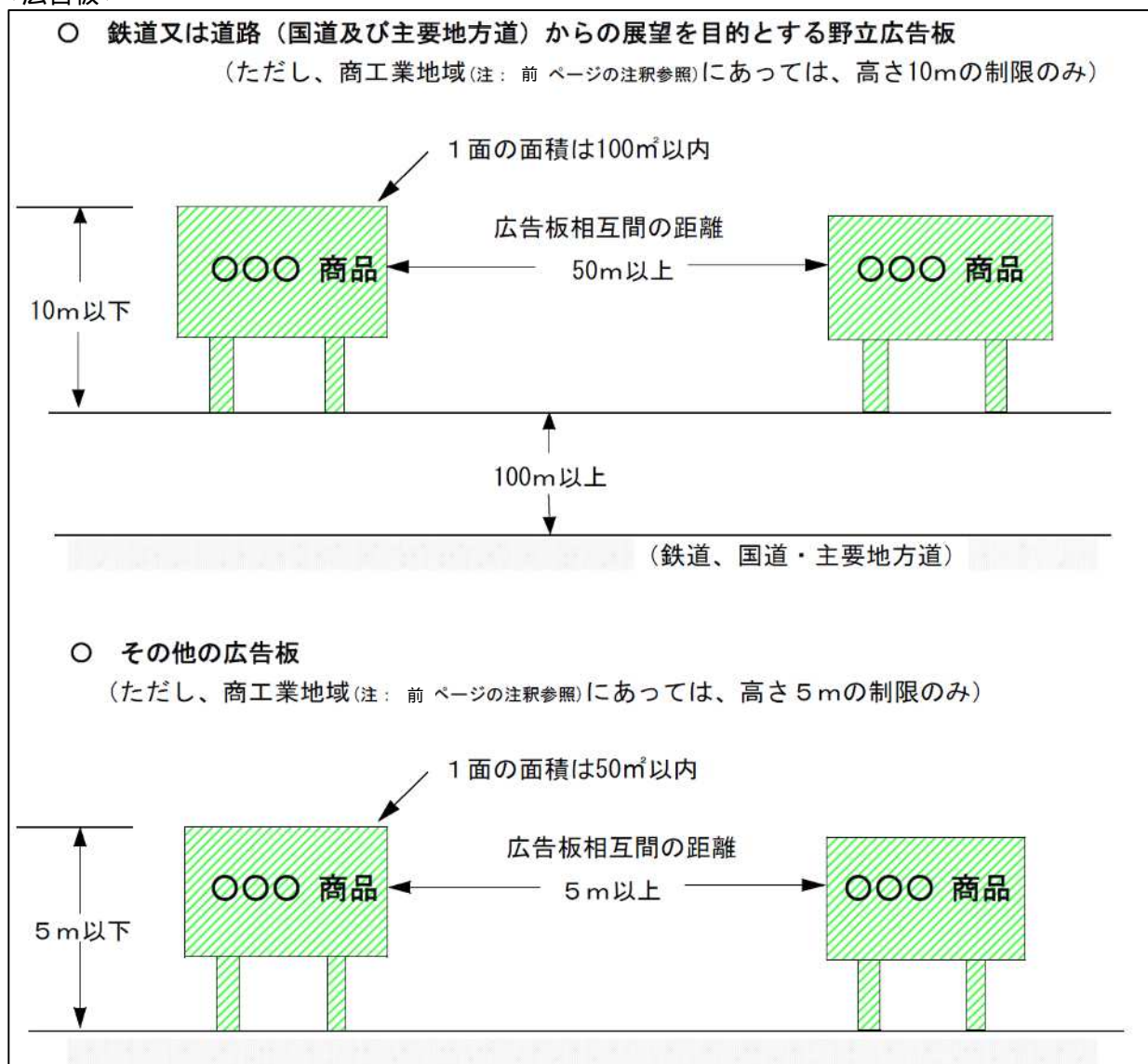
○ その他の広告塔（商工業地域（注： 下記 の注釈参照）にあつては高さ30mの制限のみ）



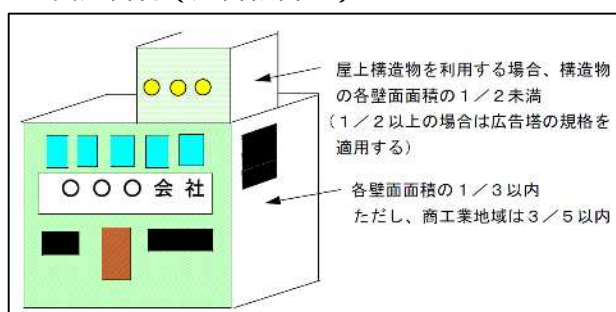
注：この規格において「商工業地域」とは、次のものをいう。

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域
- 2 都市計画法による用途地域の定めのない地域にあつては、駅、バスターミナル、空港、市役所若しくは町役場又は事務所、事業所等がおおむね 20 戸以上連たんしている地区を中心として半径 200m 以内の地域

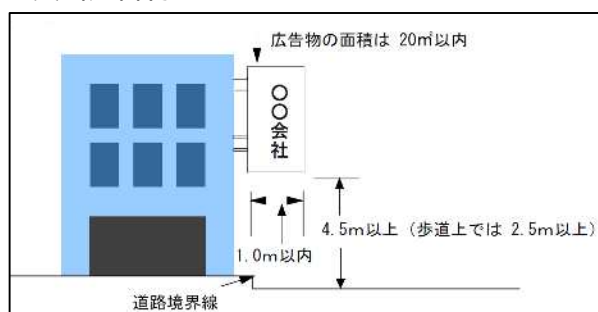
< 広告板 >



< 壁面広告物（広告板含む） >



< 突出広告物 >



< 立看板 >	大きさは縦2.0m以内、横1.0m以内、脚の長さは0.3m以内
< はり紙、はり札類 >	面積は、1㎡以内
< 自動車の外面を利用するもの >	定期路線バスの車体の外面全面を利用して表示するもの（ラッピングバス） ・窓面を利用する場合は、側面及び後面のみとし、表示面積はそれぞれの窓面積の30%以内 ・広告物の色彩・意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの 広告板を用いる定期路線バスでは、側面は左右それぞれ5㎡以内、後面は0.5㎡以内

3 屋外広告物景観の現況と課題

(1) 屋外広告物景観の現況と問題点

全市一律の基準なので、良好な景観の区域に大規模な広告物が設置されるおそれがある

- ・住宅地や集落地では、小規模な自家広告物がほとんどで落ち着いたまちなみを形成しているが、現行の県条例では全市一律の基準なので、交差点や空き地などに大きな野立広告物が設置される可能性がある。

非自家用の野立広告物が目立っている

- ・県道 69 号沿いの農地に設置された、規模の大きな非自家用の野立広告物が目立っている。宗像大社前交差点では、大きさやデザインがバラバラの広告物が複数設置されている。
- ・非自家用の野立て広告物には、矢印を表示し、当該施設への案内誘導を目的としている広告物と店舗や事業所の宣伝を目的としている広告物があり、比較的后者の方に大規模な広告物が多い。

広告旗（のぼり）や広告幕に関するルールがない

- ・現行の県条例では、広告旗（のぼり）や広告幕についての基準がなく、取り扱いがあいまいになっている。
- ・のぼりは、規模の大きな公共公益施設に数多く設置される傾向にある。
- ・広告幕には、学校に表示される横断幕や釣川沿いの防護柵に表示される横断幕などがある。

違反広告物が見られる

- ・現行の県条例や道路法に違反している広告物が見られる。
- ・違反の種類としては、禁止物件にはり札や立看板を設置しているもの、許可が必要な大きさであるにもかかわらず許可申請を行っていないもの、占用許可なしで道路に広告物を置いているものの 3 タイプがある。

(2) 屋外広告物景観の課題

1) 屋外広告物条例の制定

福岡県屋外広告物条例の基準は、全市一律で、本市の広告物の実態に合っていないため、宗像市景観計画の屋外広告物に関する行為の制限に基づき、個別の地域特性に応じた景観誘導を図るため、特に景観重点区域においては、構成資産と一体となった自然景観と調和するよう行為の制限を定める「宗像市屋外広告物条例」を制定する必要がある。

景観重点区域は、眺望景観の保全を考慮して設定され、景観形成基準では、建築物等の高さ制限などを定めていることから、屋外広告物においても、高さや大きさ、形態意匠に配慮した基準が必要である。

中でも、自己の店舗や事業所などの敷地外に表示する非自家広告物が、主要な観光動線となる道路の沿道に乱立しないようなルール化が重要である。

2) 違反広告物の是正指導

市独自の屋外広告物条例制定を契機として、違反広告物の是正指導を積極的に行うことにより、屋外広告物景観の改善に取り組む必要がある。是正指導を通じて事業者と行政の屋外広告物制度に対する認識と理解を深めていくことが重要である。また、更新時期を活かして適合広告物に印をつけ、違反広告物をわかりやすくするなど、効率的な管理方法についても工夫が求められる。

3) 屋外広告物景観への周知・啓発の充実

事業者・行政向けの屋外広告物制度に関する研修等の実施

屋外広告物の許可申請の事務は各市で行われているが、新たな条例制定に伴い、屋外広告物制度の内容について、まず、行政内部で熟知する必要がある。また、広告物を設置する屋外広告物業者や広告物の表示を計画する事業者への周知徹底も不可欠である。

そのため、条例施行前にチラシやパンフレットなどにより周知を図るとともに、定期的に事業者や行政向けの研修会を開催するなど、屋外広告物景観のあり方や制度の内容について理解を深める取り組みを実施する必要がある。

良好な広告物に対する表彰制度の検討

屋外広告物に対する市民の関心を高め、良好な屋外広告物景観を守り育てていくためには、規制だけでなく、良好な景観形成の先導役となる広告物を評価し紹介する取り組みが重要である。

そこで、公募などによる屋外広告物の表彰制度を検討し、市のホームページへの掲載などにより、受賞広告物の情報を発信し、普及・啓発に努めることが必要である。

4) 景観まちづくり活動との連携

屋外広告物の規制・誘導も、景観まちづくり活動の一環として捉え、住民や事業者とともに、地区の個性や魅力づくりに資する屋外広告物の大きさやデザインについて考え、協議し、ルールを検討する取り組みへの支援が必要である。

5) 庁内体制の充実

市独自の屋外広告物条例を制定し、規制を強化することにより、市担当課の事務負担が大きくなることが見込まれる。良好な広告物景観を形成するためには、条例を確実に運用できる体制が必要であることから、屋外広告物に係る庁内体制の充実について検討する。

4 屋外広告物の規制・誘導方針【素案】

(1) 市全域の屋外広告物の規制・誘導方針

景観計画と連動させて規制・誘導を進める

- ・景観計画の屋外広告物の表示等の制限に関する事項に基づいて、屋外広告物の形態意匠に係る共通基準を定める。
- ・景観重点区域において屋外広告物の規制・誘導を推進する。
- ・景観重点区域を結ぶ景観重要道路とその沿道において屋外広告物の規制・誘導を推進する。

景観重点区域ごとに規制・誘導方針を定め、基準を設定する

- ・景観重点区域の特性に沿って、規制・誘導方針を設定する。
- ・今後、新たな重点区域が指定された場合は、必要に応じて規制・誘導方針を設定する。

重点区域を結ぶ景観重要道路とその沿道のうち、必要な区域において規制を強化する

- ・観光動線としてまちなみ形成が必要な道路及び沿道空間については、住民や事業者と合意形成を図ったうえで、規制を強化する。

(2) 景観重点区域内の屋外広告物の規制・誘導方針

土地利用に応じた規制区域を設定する

- ・景観重点区域の土地・建物利用状況及び土地利用方針に応じた規制区域を設定する。

原則として、表示可能な広告物は自家広告物に限定する

- ・非自家広告物の設置を禁止する禁止地域とする。

現況よりもよりよい景観を目指して、非自家広告物の規制を強化する

- ・非自家用の野立広告は原則禁止とし、案内誘導広告物のみ場所を限定して設置を認めることとする。
- ・高さ、大きさ、数を極力抑えることとし、複数の施設を誘導する広告物を集約して設置する場合も規格を限定する。

現況よりも広告物景観が悪化しないように、自家広告物の規制を強化する

- ・建物を利用する広告物と野立広告物の総量規制を行う。(簡易な広告物を除く)
- ・屋上広告は、宗像大社周辺は禁止とし、その他の地域では、広告物自体の高さ基準を定め、過大にならないようにする。

色彩や照明に関する基準を新たに設定する

- ・周囲の自然環境や歴史・文化遺産と調和を図るため、広告物の色彩や照明に関する基準を設定する。

5 屋外広告物条例【素案】の概要

禁止広告物

次のような広告物は、すべての地域において表示できません。

著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
 著しく破損し、又は老朽したもの
 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

次の物件には、原則として広告物を表示できません。（P14の基準に適合するものは適用除外）

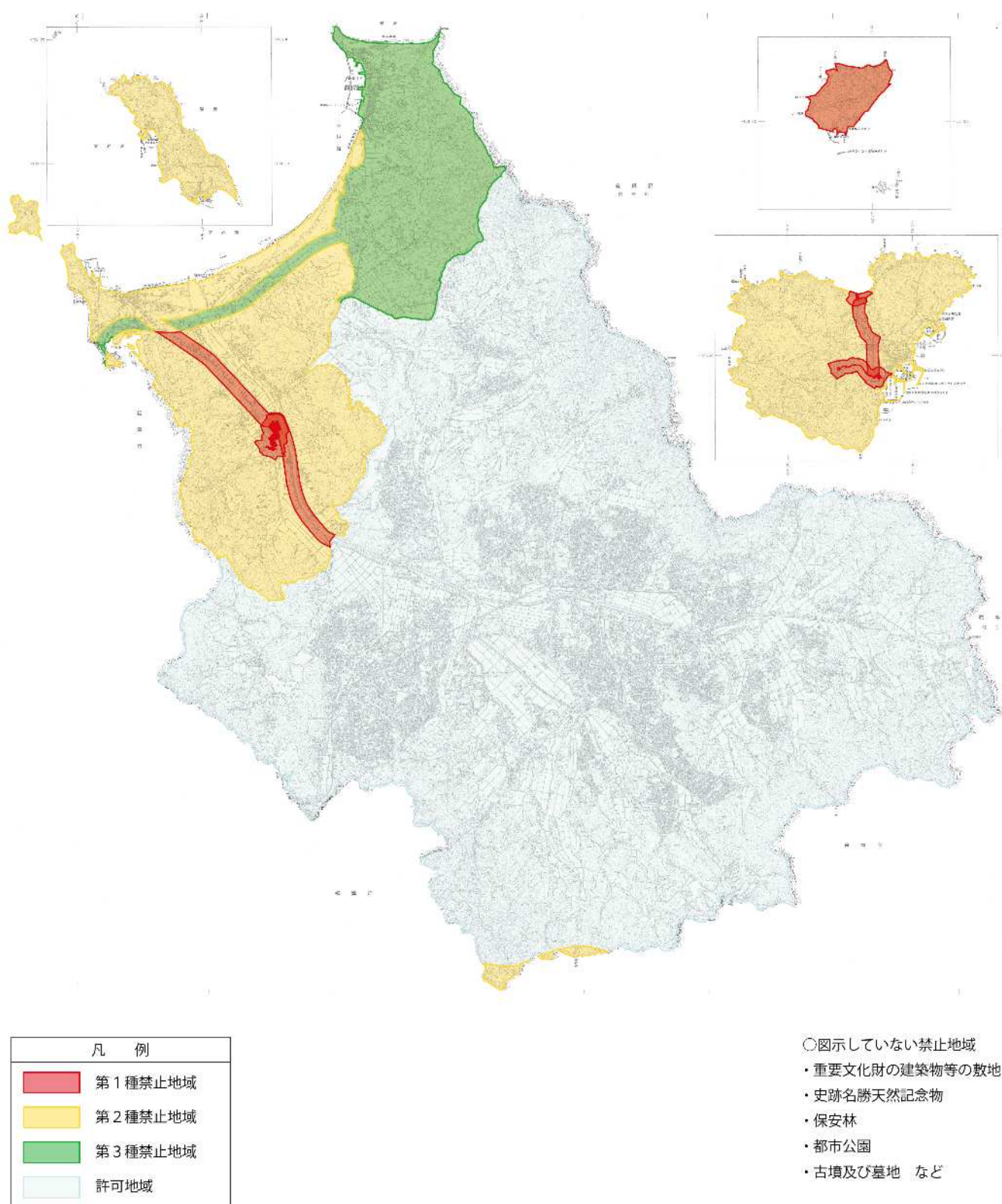
橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 石垣、擁壁の類
 街路樹、路傍樹、保存樹
 信号機、道路標識、歩道さく、カーブミラー、パーキング・メーター及び道路情報管理施設、
 駒止めの類並びに里程標の類
 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識
 （はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等その他これらに類するものを表示する場合に限る）
 消火栓、火災報知機、防火水槽標識及び火の見やぐら
 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類
 送電塔、送受信塔及び照明塔
 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 景観重要建造物、景観重要樹木
 銅像、神仏像及び記念碑の類
 道路の路面
 市長が特に必要と認めて指定する物件

禁止地域と許可地域

本市では、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3つの禁止地域と1つの許可地域に区分し、地域ごとに基準を定めています。

厳しい ↑ 規制 ↓ 緩やか	禁止地域	自家広告物など、一定の要件を満たす広告物以外は表示を禁止する地域	
		第1種禁止地域	特に良好な自然景観や歴史・文化遺産等を保全する地域
		第2種禁止地域	良好な自然景観や歴史・文化遺産、住宅地・集落地景観等を保全する地域
		第3種禁止地域	良好な自然環境とまちなみが調和した景観を保全・形成する地域
	許可地域	原則として広告物を表示する前に許可が必要な地域で、土地利用の状況に応じた良好な景観を形成する地域	

図 屋外広告物の規制区域



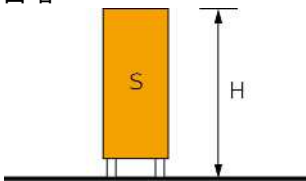
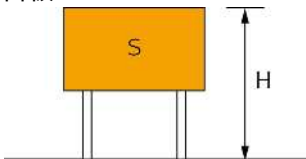
6 屋外広告物の基準【素案】

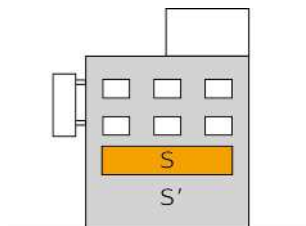
(1) 共通基準

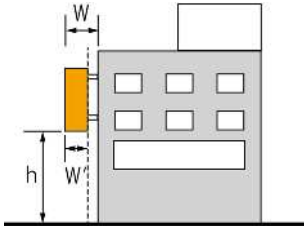
項 目	基 準
広告物の規模	広告物の面積、高さ、数量は最小限とすること。 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。
周辺との調和	広告物の形態意匠は、地域特性や周辺景観との調和を図ること。 建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
色彩や光の使い方	広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物、工作物と類似、融和するものとする。 動光、点滅照明、その他これらに類するものは設置しないよう努めること。 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告、その他これらに類するものは、表示または設置しないよう努めること。
他法令の遵守	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。

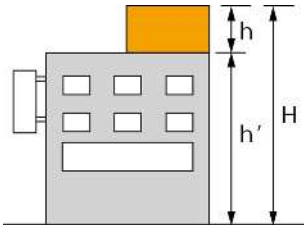
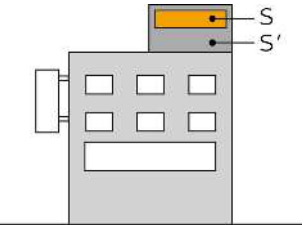
(2) 広告物ごとの個別基準

1) 固定の広告物

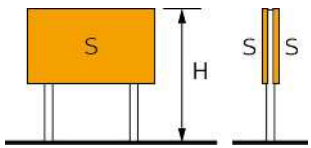
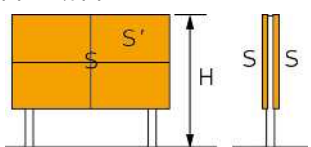
野立広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
広告塔  広告板 	【広告塔、広告板】 ・ H 6 m ・ S 5 m² (合計) ・ 自家広告物に限る		【広告塔、広告板】 ・ H 8 m ・ S 10 m² (合計) ・ 自家広告物に限る	【広告塔】 ・ H 15m ・ S 50 m² (1 面) ・ 相互距離 15m ・ 商業地域は H 15m のみ 【広告板】 ・ H 5 m ・ S 50 m² (1 面) ・ 相互距離 5 m ・ 商業地域は H 5 m のみ

壁面広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	・ S 1/4 S' (各壁面) ・ 自家広告物に限る		・ S 1/3 S' (各壁面) ・ 自家広告物に限る	・ S 1/3 S' (各壁面) ・ 商業地域は S 3/5 S' (各壁面)

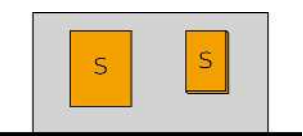
突出広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
 道路境界線	・ W 1.0m ・ h 2.5m ・ 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと ・ 自家広告物に限る	・ W 1.5m ・ h 2.5m ・ 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと ・ 自家広告物に限る	・ S 20 m²(合計)	
	・ (車道上) h 4.5m、(歩道上) h 2.5m ・ W' 1.0m			

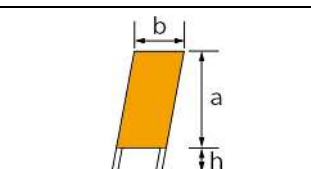
屋上広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
屋上に設置する場合 	禁 止	【屋上設置、屋上構造物利用】 ・ h 3m ・ h 1/3h' ・ 自家広告物に限る	【屋上設置】 ・ h 2/3h' ・ H 50m 【屋上構造物利用】 ・ S < 1/2 S' (各壁面) 1/2 以上の場合は屋上に設置する広告物扱い	
屋上構造物利用の場合 				

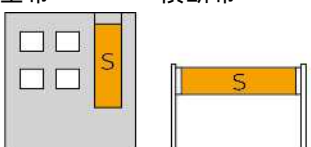
野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物の総量	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	10 m ² 以内	15 m ² 以内	20 m ² 以内	-
	・ 広告物の共通基準及び個別基準に適合すること ・ 第 2 種禁止地域、第 3 種禁止地域における延面積 1,000 m²を超える店舗、宿泊施設等は、1,000 m²ごとに総量を 10 m²緩和できる。ただし、第 2 種禁止地域は 45 m²、第 3 種禁止地域は 50 m²を上限とする ・ 景観審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の良好な景観の形成に寄与すると特に認められた場合は、総量規制を緩和することができる			

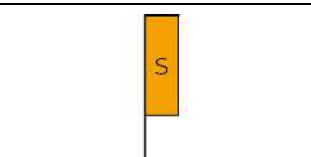
案内誘導広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
 集合の場合  非自家広告物だが基準に適合すれば表示可能	・ H 5 m ・ S 2 m² (1 面) 2 S 4 m² (合計) 【集合の場合】 ・ S 8 m² (1 面) 2 S 16 m² (合計) S' 2 m² (1 施設) ・ 表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること ・ 設置箇所は、原則として一施設につき禁止地域内で 3 箇所以内であること ・ 色彩は、原則として 3 色以内であること ・ 複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること 第 1 種禁止地域における設置は、指定する地域に限る			-

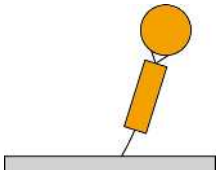
2) 簡易な広告物

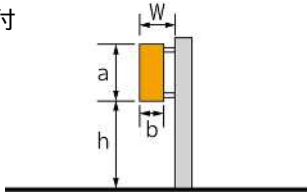
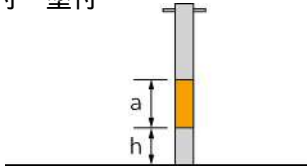
はり紙・はり札	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	・ S 1 m²			

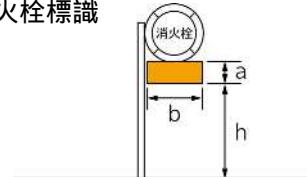
立看板等	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	・ a 2 m ・ b 1 m ・ h 0.3m			

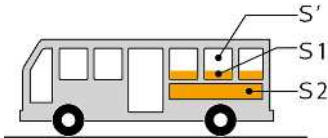
広告幕	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
懸垂幕 横断幕 	・ S 15 m² ・ 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること			

広告旗	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	・ S 2 m² ・ 4 本以上設置する場合は相互の距離を 3 メートル以上とすること			・ S 2 m ²

アドバルーン	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	・ 1 敷地につき 1 個までとすること ・ 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること			

電柱・街灯柱を利用する広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
袖付 	・ a 1.5m ・ b 0.8m ・ W 0.8m ・ (車道上) h 4.5m、(歩道上) h 2.5m			
巻付・塗付 	・ a 1.8m ・ h 1.2m ・ 1 本につき 1 個までとすること			

標識を利用する広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
バス停留所標識 	・ $S \leq 1/3 S'$			
消火栓標識 	・ a 0.4m ・ b 0.8m ・ (車道上) h 4.5m、(歩道上) h 2.5m			

自動車の外面を利用する広告物	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
	定期路線バスの窓面を利用する場合 ・ 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみ ・ $S \leq 3/10 S'$ (各面) ・ 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする ・ 表示方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意を著しく低下させるおそれのあるものでないこと ・ 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと 定期路線バスの外面を利用する広告板の場合 ・ (側面) $S \leq 5 \text{ m}^2$ 、(後面) $S \leq 0.5 \text{ m}^2$			

(3) 色彩・照明等に関する基準

項 目	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
色彩	・彩度6を超える色彩を使用する面積が1面の表示面積の2分の1以下とすること ・蛍光、夜光その他これらに類する色彩の使用を禁止する			-
照明等	・動光、点滅照明、その他これらに類似するものの表示又は設置を禁止する ・反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告又はこれらに類するものの表示又は設置を禁止する			-

7 適用除外【素案】

(1) 禁止地域、許可地域、禁止物件で許可不要の広告物

他法令の規定により表示する広告物

- ・道路標識、交通標識など法令の規定により表示するもの

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

- ・簡易広告物以外の広告物については、事前に市長と協議し、同意を得ることが必要
- 公職選挙法の規定に基づく選挙運動用のポスター、立札など

(2) 禁止地域、許可地域で許可不要の広告物

自家広告物で基準に適合するもの

項 目	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
1敷地あたりの表示面積の合計	5㎡以内	10㎡以内 (九州自動車道両側 500m以内と古墳・墓地 の地域は5㎡以内)	10㎡以内	15㎡以内
広告物単体の基準	・広告物の共通基準及び個別基準に適合すること			

管理広告物で基準に適合するもの

項 目	基 準			
	禁止地域			許可地域
	第 1 種禁止地域	第 2 種禁止地域	第 3 種禁止地域	
1 敷地あたりの表示面積の合計	2 m ² 以内	5 m ² 以内		
広告物単体の基準	・ 広告物の共通基準及び個別基準に適合すること			

工事現場の板塀や板囲いに表示される広告物で工事期間中に限り表示されるもの

冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物

講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物

自動車に表示される広告物で基準に適合するもの

表 屋外広告物の許可基準【素案】

■屋外広告物の許可基準(共通基準・色彩等基準)

共通基準	・広告物の面積、高さ、数量は最小限とすること。 ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。 ・広告物の形態意匠は、地域特性や周辺景観との調和を図ること。 ・建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。 ・広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物、工作物と類似、融和するものとすること。 ・動光、点滅照明、その他これらに類するものは設置しないよう努めること。 ・反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告、その他これらに類するものは、表示または設置しないよう努めること。 ・道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。
色彩、映像広告等に関する基準	・禁止地域にあっては、彩度6を超える色彩を使用する面積が1面の表示面積の2分の1以下のものであること。 ・禁止地域にあっては、蛍光、夜光その他これらに類する塗料の使用を禁止する。 ・禁止地域にあっては、動光、点滅照明、その他これらに類似するものの設置を禁止する。 ・禁止地域にあっては、反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告またはこれらに類するものの設置を禁止する。

■屋外広告物の許可基準(広告塔・広告板)

種別		景観計画	地域区分	許可基準						許可による禁止地域の適用除外		適用除外	
				壁面広告の面積	突出広告の上下端・出幅・面積	屋上等広告の高さ	野立広告（自家）の高さ・面積	野立広告（非自家）の高さ・面積	映像広告の高さ・面積	自家広告物の総量	案内誘導広告の高さ・面積・総量・色彩	許可不要の自家広告物	許可不要の管理広告物
禁止地域	第1種	景観重点区域 景観重要公共施設（県道69号、県道541号等）	●特に良好な自然景観や歴史・文化遺産等を保全する地域 ●「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として指定している地域と、それに接続する展望可能な100m以内の地域 ●県道69号、県道541号等とそれに接続する展望可能な100m以内の地域	自家のみ 各壁面面積の1/4以内	自家のみ 上端軒高まで 下端2.5m以上 出幅1.0m以内	禁止	6m以下 合計5㎡以内	禁止	禁止	10㎡以内	5m以下 1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 （集合看板は1面8㎡以内かつ合計16㎡以内、一施設1面2㎡以内） 一施設につき禁止地域内で3箇所以内 色彩は原則3色以内 設置は指定する地域に限る	5㎡以内	2㎡以内
	第2種	景観重点区域 景観重点区域 景観重要公共施設（国道495号） 景観形成一般区域（古墳・墓地の地域 等）	●良好な自然景観や歴史・文化遺産、住宅地・集落地景観等を保全する地域 ●主要な視点場からの眺望を積極的に保全する地域 ●九州自動車道とそれに接続する展望可能な500m以内の地域 ●古墳及び墓地の地域 等	自家のみ 各壁面面積の1/4以内	自家のみ 上端軒高まで 下端2.5m以上 出幅1.0m以内	自家のみ 3m以下 建築物の高さの1/3以下	6m以下 合計5㎡以内	禁止	禁止	15㎡以内	5m以下 1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 （集合看板は1面8㎡以内かつ合計16㎡以内、一施設1面2㎡以内） 一施設につき禁止地域内で3箇所以内 色彩は原則3色以内	10㎡以内 （九州自動車道500m以内と古墳・墓地の地域は5㎡以内）	5㎡以内
	第3種	景観重点区域 景観重要公共施設（国道495号）	●良好な自然環境とまちなみが調和した景観を保全・形成する地域 ●主要な視点場からの眺望を保全・形成する地域 ●国道495号とそれに接続する地域のうち、商業活動との調和を図る地域	自家のみ 各壁面面積の1/3以内	自家のみ 上端軒高まで 下端2.5m以上 出幅1.5m以内	自家のみ 3m以下 建築物の高さの1/3以下	8m以下 合計10㎡以内	禁止	禁止	20㎡以内	5m以下 1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 （集合看板は1面8㎡以内かつ合計16㎡以内、一施設1面2㎡以内） 一施設につき禁止地域内で3箇所以内 色彩は原則3色以内	10㎡以内	5㎡以内
許可地域		景観形成一般区域	●土地利用の状況に応じた良好な景観を形成する地域	各壁面面積の1/3以内 （商業は3/5以内）	面積合計20㎡以内	【屋上設置】 建築物の高さの2/3以下 地上から50m以下 【屋上構造物利用】 各壁面面積の1/2未満 （1/2以上は屋上に設置する広告物扱い）	【広告塔】15m以下、1面50㎡以内、相互距離15m以上 （商業は高さ30m以下のみ） 【広告板】5m以下、1面50㎡以内、相互距離5m以上 （商業は高さ10m以下のみ）		-	-	15㎡以内	5㎡以内	
注記		・屋外広告物のうち、他法令の規定によるもの、公共団体が設置するもの（簡易なもののみ）、公職選挙法によるものは上記によらず適用除外。 ・禁止地域では自家広告など、一定の要件を満たす広告物のみ表示・設置が可能。 ・この表における「商業」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域のことをいう。 ・この表の基準のほかに、地区計画やまちづくり協定など屋外広告物に関する地域の特別ルールを定めている場合がある。 <道路法> 道路上の出幅1.0m以内 <道路構造令> 車道上：下端4.5m以上 歩道上：下端2.5m以上 許可期間・・・3年以内 手数料・・・㎡による（1㎡未満200円～50㎡以上50,000円）								・基準に適合することが前提。 ・1敷地の総量は、広告塔・広告板（野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物）の表示面積の合計。 ・第2種・第3種禁止地域にある延面積1,000㎡を超える店舗、宿泊施設等は、自家広告物等の総量緩和規制あり（1,000㎡ごとに10㎡）。ただし、第2種は45㎡、第3種は50㎡が上限。		・面積計算には簡易広告物を含む。	

■ 屋外広告物の許可基準 (簡易なもの)

		許可基準				期間
		第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第3種 禁止地域	許可地域	
はり紙		面積は1枚1㎡以内				1月以内
はり札等						許可等の期間が1月以内の広告物であって、基準に適合し、かつ良好な管理が行われていると市長が認める広告物は、最高3年以内まで期間を延長することができる。
立看板等		大きさは縦2.0m以内、横1.0m以内、脚の長さは0.3m以内				
広告幕 (建築物又は工作物の壁面を利用するものを除く。)		表示面積は15㎡以内 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること				
広告旗（のぼり）		1面2㎡以内 4本以上設置する場合は相互の距離3m以上		1面2㎡以内		
アドバルーン		1敷地につき1個まで 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること				3 日以内 (禁止地域のみ)
電柱または 街灯柱の 類を利用 するもの	巻き付けるもの及び 直接塗布するもの	1本につき1個まで 高さは路面から1.2m以上、大きさは縦1.8m以内				3年以内
	突き出して取り付け るもの	高さは路面から4.5m以上(歩道上にあっては、2.5m以上)、出幅は0.8m以内、大きさは縦1.5m以内、横0.8m以内				
標識の類を 利用するもの	バス停留所の標識 を利用するもの	標識の表示面の面積の1/3以内				
	消火栓の標識を利用するもの	高さは路面から4.5m以上(歩道上にあっては、2.5m以上)、大きさは縦0.4m以内、横0.8m以内				
バスの外面を利用するもの		1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの(2に規定するものを除く。) は、次に掲げるもの (1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内 (2) 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの (3) 表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと (4) 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと 2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内				